

# 会 議 報 告 書

会議名	三郷市地域包括支援センター運営協議会委員委嘱書交付式及び 令和6年度第3回三郷市地域包括支援センター運営協議会		
日 時	令和7年2月10日（月） 午後1時15分～午後2時50分	場 所	農業委員会議室
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱書交付式</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 委員・職員紹介</p> <p>5 三郷市地域包括支援センター運営協議会 議事</p> <p>(1) 審議</p> <p>①令和7年度三郷市地域包括支援センター運営事業計画（市）（案）について 【資料1】</p> <p>②令和7年度三郷市地域包括支援センター運営事業業務委託（案）について 【資料2-①】</p> <p>・三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び 三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介 護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の改正について 【資料2-②】</p> <p>・「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について（抜粋） 【資料2-③】</p> <p>(2) 報告</p> <p>・地域包括支援センター職員変更について【資料3-①】【資料3-②】 (非公開)</p> <p>(3) 事務連絡</p> <p>令和7年度三郷市地域包括支援センター運営協議会日程（案）【資料4】</p> <p>6 閉会</p>		
出席者	<p>【会 長】清水弘文</p> <p>【委 員】清水美代子、宍戸六郎、南幸一、加藤明子、白石憲雄、岡田敏和、 上野あずさ、甲州優</p> <p>【事務局】益子敏幸（いきいき健康部長）、原山千恵（いきいき健康部理事兼副部長）、 中村一之（介護保険課長）、平山陽子（介護保険課長補佐）、石綿英治（介 護保険課主幹兼介護給付係長）、流智子（介護認定係長）、山根花枝（介護 給付係主査）、茂木光司（長寿いきがい課長）、岡田美奈子（長寿いきがい 課副参事兼課長補佐兼地域包括係長）、斎藤嗣幸（長寿いきがい課長補佐 兼長寿いきがい係長）、福田千晶（地域包括係主査）、岡本宇美（地域包括 係主任）、小笠原郷太（地域包括係主事）、岡本斗希（地域包括係主事）</p> <p>【欠席者】委員 小林真人 【傍聴人】0人</p>		

●審議事項における確認事項

議事
1) 審議
①令和7年度三郷市地域包括支援センター運営事業計画(市)(案)について……………承認
②令和7年度三郷市地域包括支援センター運営事業業務委託(案)について……………承認
※審議結果は別紙のとおり
2) 報告
地域包括支援センターの職員変更について……………承認

<b>三郷市地域包括支援センター運営協議会委員委嘱書交付式</b>	
1 開会	
2 委嘱書交付式	
3 市長あいさつ	
4 委員・職員紹介	
<b>令和6年度第3回三郷市地域包括支援センター運営協議会 議事内容</b>	
事務局	令和6年度第3回三郷市地域包括支援センター運営協議会を始める。本日は、委員改選後初めての会議となるので、会長と副会長を選出する。 会長副会長の選出方法は、三郷市地域包括支援センター運営協議会設置規則第5条の規定により委員の互選となっている。 委員の互選により選出。 会長：清水弘文委員 副会長：清水美代子委員
事務局	選出された清水弘文会長と清水美代子副会長にご挨拶をお願いします。
清水弘文委員	皆さまのご協力を賜りながら円滑に会議を進行していきたいと考えている。 ご協力をよろしくお願いする。
清水美代子委員	前期に続き副会長として、三郷市のために尽力していきたい。今後もよろしくお願いする。
事務局	それでは、本日の議事に移る。 資料確認。 【資料3-①】【資料3-②】については、会議終了後回収するので、机の上に置いていただくようお願いする。 審議事項①「三郷市地域包括支援センター職員の変更等について」は、三郷市情報公開条例第7条に該当するため非公開とする。なお、本日の傍聴人はいない。 会議録作成の都合上、録音させていただくことにご了承いただきたい。また、発言いただく際は机にあるマイクを使い、名前をおっしゃってからの発言をお願いします。以後の進行を清水弘文会長にお願いします。

清水弘文会長	三郷市地域包括支援センター運営協議会設置規則（第6条）の規定により、半数以上の出席をもって会議を開催とあるが、本日は委員10名中9名の出席なので会議は成立する。それではこれより議事に入る。
5 三郷市地域包括支援センター運営協議会 (1) 審議 ①令和7年度三郷市地域包括支援センター運営事業計画（市）（案）について【資料1】	
清水弘文会長	令和7年度三郷市地域包括支援センター運営事業計画（案）について事務局より説明をお願いします。
事務局	各包括が令和7年度の運営方針を、三郷市の運営事業計画を基に作成する。そのため、三郷市の事業計画(案)について、先にこの場で審議をお願いします。まず、今年度の重点目標の評価を行い、それを基に次年度の運営事業計画を審議する。【資料1】の1、2ページ令和6年度運営事業計画と重点目標の評価を参照いただきたい。今年度は重点目標を大きく3つ掲げた。 1つ目は「地域包括支援センターの機能強化」である。人材育成や研修については、居宅介護支援事業所の指定拡充に関する説明会の他、転倒予防講座やカスタマーハラスメント研修を実施した。グループワークを通して、困難事例に対する対応能力強化を図った。ケースの困難事例に対しては、三郷市職員も訪問に同席しケース会議の場に参加、措置事例については、課題解決に向け、関係機関と情報共有を図りながら対応してきた。包括機能のボトムアップについては、包括の主任介護支援専門員に対して、専門職会議を3年ぶりに2回開催した。機能強化に向けて、人員配置に関する条例改正を行い、職員配置の柔軟化を図るなど、来年度に向けた体制の整備や人材育成、増加する虐待事例への対応、包括職員の事務負担の軽減も課題として取り組む必要がある。 目標2つ目は、「地域の関係機関の連携強化」である。研修会を通して、他の事業所と顔の見える関係作りを図り、各包括で行う地域ケア会議については、今年度1月末までに13回実施した。この内三郷市職員も9回参加した。三郷市主催の自立支援型地域ケア会議は、今年度1月末までに8回実施し、個別課題を地域の多様な専門職で検討することにより、課題解決とケアマネジメントの質向上を図り、生活上の地域の共通課題の抽出や具体的な支援策の検討に繋げることができた。個別事例の対応能力の向上では、包括主任介護支援専門員の会議を通して、介護支援専門員への支援の仕組み作りに取り組んだ。今後も困難事例が増える中、介護支援専門員の対応能力向上に関する支援は、引き続き継続していく必要があると考えている。 3つ目は、認知症の本人の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進である。認知症サポーター養成講座の開催拡大に向けて、キャラバンメイト養成講座を独自開催し、包括職員以外のキャラバンメイトを巻き込んだ活動の拡大を図った。本人発信支援については、本人ミーティングを開催し、参加した本人の話から地域課題の抽出を実施した。啓発活動については、認知症の正しい理解と介護者の実体験をテーマに市民講演会を開催し、認知症本人の作品展により、認知症になっても自分らしく生きるという思いを伝

	<p>えた。地域支援については、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、地域で活動したいと考えている参加者とのネットワークづくりを行い、チームオレンジの日頃の活動を周知する場とした。今後も認知症が誰でもなりうる疾患であり、早期発見・早期対応がとれるよう相談窓口の普及や支援活動の周知、認知症のかたとその家族を地域全体でサポートする体制を強化する必要があると考えている。</p> <p>以上が今年度の評価となる。この評価を基に、第9期計画の内容を含め、令和7年度の重点目標を次のように決めた。</p> <p>1つ目は、「地域包括支援センターの機能強化と虐待予防の推進」である。包括職員の人員配置の柔軟化により、より働きやすい環境作りと人材確保を図ること、虐待予防を含めた困難事例への対応強化の他、報告書類の検討また包括の業務負担軽減も含め、機能強化を図れるよう取り組みたい。</p> <p>2つ目は「地域の関連機関の連携強化」である。今年度から継続となるが、地域の中核機関としての役割強化に向けて、各種ケア会議等で顔の見える関係作りを強化し、高齢者虐待を含めて地域全体で高齢者を支える仕組み作りに取り組んでいきたい。</p> <p>3つ目は認知症本人の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進である。地域住民と協力しながら、認知症についての理解を向上させる機会を作れるよう、認知症サポーター養成講座の周知や本人の視点に立てるように認知症本人の意見を聞く機会を継続的に設け、本人視点に立った施策を策定できるよう取り組んでいく。また、軽度認知症障害や認知症の早期発見・孤立予防のためにも認知機能検査を今後も実施し、フレイル予防を意識した高齢者のセルフケアマネジメントを推進し、自立を支援していくことで認知症予防・虐待予防を推進していくことにも取り組んでいく。</p>
清水弘文会長	事務局の説明が終わったが、何かご意見ご質問等あるか。
清水美代子委員	<p>4つ質問がある。</p> <p>1つ目は2ページ、地域ケア会議は今年度1月末までに各包括で13回開催し、三郷市職員も9回参加したとあるが、参加するかしないかの基準が何かあるのか。</p> <p>2つ目は3ページ、本人ミーティングでは認知症ご本人が6名参加してくれたとあるが、大卒の認知症の度合いや年齢を教えてください。また、若年性のかたはいるのか、配慮していることがあれば教えてください。</p> <p>3つ目は4ページ、包括業務負担軽減のため介護支援専門員の課題解決能力の向上を図る必要があると書いてあるが、介護支援専門員の能力向上は普通のことである。それが包括の業務負担軽減のためと挙げているのは、ケアマネジャーとのやり取りの中で業務が増えているからなのか。困難ケースの場合は、居宅介護支援事業所だけでは対応が難しく、包括の力を借りて解決に導いていく。これは課題解決能力とは別のことだと思うので、業務負担軽減のためという言葉が気に掛かった。</p> <p>4つ目は4ページ、「認知症であっても地域で活動したいと考えている認</p>

	<p>知症本人をより多く発掘する」とあるが、認知症本人が地域で活動できる場所の設定まで考えているのか。地域で活動できるように本人ミーティングを開催するのか、それとも本人ミーティングから広げて認知症本人でも地域で活動できる場所を検討しているのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>まず質問 1 つ目の回答であるが、開催前に通知をいただいて可能な限り参加の方向で対応しているが、業務の都合上参加できない場合もある。買い物支援等の地域問題の場合は、地域包括係だけでなく長寿いきがい系の職員も参加するようにしている。</p> <p>質問 2 つ目の本人ミーティングの件は、6 名とも包括で関わっているかたである。本人ミーティングの前には、地域包括係の職員も認知症ご本人と面会し話をしてから会議を進めている。当日は、関係者及び認知症ご本人とアイスブレイクをして、緊張を解してから会を進めている。ご家族のかたがご本人を連れて来てくれるケースもあり、本人だけの部屋と家族だけの部屋に分け、認知症ご本人が工夫されていることをお互いに聞いてみたり、ご家族には気持ちに寄り添いながら可能なアドバイスをしている。70 歳以上の高齢者が多く、若年性認知症のかたはまだ参加したことはないので、今後発掘することも課題でもある。</p> <p>質問 3 つ目の介護支援専門員の件は、解決能力の向上が業務負担軽減に繋がるのかということについては、状況によって確認をする。虐待を疑われるケースで、本人の認知症が進んで介護者が疲れてしまう介護疲れについて、ケガや痣を発見した時はすぐに通報できるような体制作りをしている。関わったケアマネジャー等がケガや痣の発見だけでなく、情報を整理し包括と相談することが問題解決に繋がり、相談解決能力も向上するとこの観点からこのような表現になった。ケアマネジャー対象に三郷市主催で高齢者虐待研修を実施したが、迷った時は報告するようお願いした。情報を整理する能力をつけることが包括の負担軽減に繋がると思い、このような目標を挙げた。</p> <p>質問 4 つ目の認知症ご本人のかたに認知症カフェや本人ミーティングに参加していただくことで、認知症ご本人のかたができることを拾い上げることができれば次に繋がると考えている。少し時間がかかると思うが、包括と一緒に考えていきたい。</p>
清水美代子副会長	回答ありがとうございます。
清水弘文会長	他にご意見等あるか。なければこの件について、事務局からの説明の通り了承してよろしいか。
委員一同	(異議なし)
清水弘文会長	次の議題に移る。
	<p>(1) 審議</p> <p>②令和 7 年度三郷市地域包括支援センター運営事業業務委託 (案) について【資料 2-①】【資料 2-②】【資料 2-③】</p>
事務局	今年度は、【資料 2-②】のように包括職員の人員配置について、三郷市の

条例改正を行い、令和7年4月1日から施行予定である。それに伴い、【資料2-①】地域包括支援センター運営事業業務委託を（案）として、人員に関する事項について修正を行い、その他必要事項の整備を行っている。

【資料2-①】【資料2-②】と裏面の参考資料を参照いただきたい。

【資料2-①】の1ページ目、6職員配置(2)職員体制については、【資料2-②】(3)内容②に該当する部分を追加した。常勤の職員の員数を複数の包括に置くことで、当該区域の包括の員数がそれぞれ基準を満たすものとしている。例えば参考資料の図のように、人口18,000人のA市の中に3圏域の包括があり、それぞれに3職種を配置しているが、1つの包括で人員確保が困難な場合に、他の圏域には職種がいて、人口内で必要な人員の職種が満たされていれば、1つの包括で常勤職員を2職種確保することを前提とし、条件を満たすとする内容である。

【資料2-①】2ページ、①～③の職員については常勤職員に準ずる相当職について修正をしている。

\*準ずる者については、【資料2-③】「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について6職員の配置等(1)センターの人員①～③に記載されている。

次に【資料2-①】2ページ、(3)職員の勤務形態③については、【資料2-②】(3)内容①にあたる部分について追加し、原則職員は常勤職員とするが、常勤職員の確保が困難な場合においては、常勤換算方法を適応することについて記載している。例えば、常勤職員の労働時間40時間を非常勤職員2名で20時間ずつ働いた場合は、1人の常勤職員としてカウントできるという内容である。そのため、【資料2-①】2ページ、(3)職員の勤務形態①「常勤換算(ワークシェア)による配置及び本仕様書「8 業務内容」に定める業務以外との兼務は認めない。」について、「常勤換算(ワークシェア)による配置及び」を削除している。

同じく2ページ、(3)職員の勤務形態④については、常勤・非常勤の職員がテレワークを行った場合の常勤換算方法における勤務時間について追記している。常勤換算方法を行った場合には、その勤務形態が分かるものを三郷市へ提出するものとし、3ページ(7)配置職員の報告①にその旨追加・記載している。

その他の整備として4ページ、8業務内容(1)包括的支援事業において、「なお、運営マニュアル、関係法令や通知が改正された場合は、最新のものを優先する」については、時期を明確に示す必要があることから削除している。また、業務委託する場合においては包括と居宅介護支援事業者と利用者との間で、支援が円滑に移行できるようあらかじめ協議しておくことを6ページ⑤の最後に米印で追記している。

続いて12ページ(別紙1)2担当区域において、第3担当区域は、区画整備の影響により、彦音1～3丁目が1から2丁目、彦糸1から3丁目が1から2丁目へ変更する。

	<p>13 ページ (別紙 2) 表中の 1 か月あたりの返還額について、括弧書きの内容については「令和 6 年度三郷契約第 338 号から 343 号三郷市地域包括支援センター運営事業業務委託 (単価契約) における 3 職種人件費額に 2024 年春闘賃上げ率 5.10% を乗じた金額」に修正を行っている。修正理由として、前年度まで積算根拠としていた調査における設問の変更に伴い、当該調査結果を基にした人件費積算の継続が困難となったため、暫定的な取り扱いとして標記の通りの取り扱いとさせていただいている。</p> <p>14 ページ (別紙 3) 三郷市認知症地域支援推進員活動事業 2 実施事業 (1) について、最終改正が令和 6 年 8 月 5 日であったため修正した。この部分について内容変更はない。</p> <p>3 認知症地域支援推進員の配置 (1) 職種については、「地域支援事業の実施について」に準じて、介護支援専門員を追加した。</p> <p>3 (3) は、4 (2) から移動し、すべての職員で研修受講ができるように記載している。また、15 ページ 7 その他 (1) (2) については内容整備のため一部削除し、(3) が (2) になる。</p> <p>16 ページ (別紙 4) 三郷市家族介護支援事業 4 事業内容 (1) 最終改正が令和 6 年 8 月 5 日であったため修正しているが、この部分についての改正内容の変更はなかった。</p> <p>19 ページ (別紙 5) 加算業務一覧 1 時間外緊急対応加算について、困難事例が増える中、今後時間外での対応も見込まれることから、回数の上限を 5 回から 12 回に上乗せしている。</p> <p>21 ページ (別紙 6) 地域包括支援センター運営体制強化費について 実施年度の記載について経年で発生することから削除している。</p> <p>以上が、追加・修正となる部分である。また補足となるが、前回第 2 回地域包括支援センター運営協議会において、「ケアプランを作成すること自体が包括の業務負担になっていると思うので、プランナーのようなかたを人員配置できれば包括の業務負担軽減になるのではないか。」とご意見があった。プランナーの配置については、仕様書上は特段明記しておらず、受託法人様による積極的な人事配置を期待するものである。なお、委託料への反映という点については、各包括のケアプラン上昇率や居宅介護支援事業所へのケアプラン委託率等に応じ、プランナー人件費につきましても適宜積算し、委託料に含めていることを報告する。</p>
清水弘文会長	事務局の説明が終わったので、何かご質問等あるか。
清水美代子副会長	【資料 2-①】職員体制について、以前長期に渡り主任ケアマネジャーがいない包括があったが、欠員が出て隣接する包括で計算し可能になったら認めるという認識でいいのか。
事務局	仕様書 (案) に明記し、条例も改正しており法律に基づいている。包括が同じ法人であれば認められると考えている。清水副会長が話したような配置は、法人が別のため、人材を配置することは現実的に難しいと思う。この先、高齢者の人口が増え、包括の人数が増えたり、出張所のような場所ができた

	場合に、この手法を取り入れて検討していきたい。
清水美代子副会長	ありがとうございます。
清水弘文会長	他にご意見等あるか。なければこの件について、事務局からの説明通り了承してよろしいか。
委員一同	(異議なし)
清水弘文会長	次は報告に移る。
(2) 報告 地域包括支援センターの職員変更について【資料3-①】【資料3-②】	
(非公開)	
(3) 事務連絡 令和7年度三郷市地域包括支援センター運営協議会日程(案)【資料4】	
事務局	令和7年度の開催日程は【資料4】の通りである。都合がつかない等出席できない場合は、連絡をいただくと幸いである。どうぞよろしくお願いする。
清水弘文会長	今までの内容で何かご質問等あるか。
委員一同	なし。
清水弘文会長	以上を持って、本日の議事は全て終了した。 以後の進行を事務局に返す。
6 閉会	
事務局	清水副会長より閉会の挨拶をお願いする。
清水美代子副会長	大変な状況ではあるが、新しいかたと三郷市地域包括支援センター運営協議会を開催できることを嬉しく思っている。 以上で令和6年度第3回三郷市地域包括支援センター運営協議会を終了する。